



渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和7年7月7日

渡名喜村長

比嘉 朗



渡名喜村要綱第9号

### 渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、渡名喜村における保育士、幼稚園教諭、又は保育教諭（以下「保育士等」という。）の島外からの人材確保を推進するため、予算の範囲内において、渡名喜村立の保育施設又は幼稚園（以下「保育施設等」）で働くために渡名喜村外から転居する保育士等に対し、渡航費や移動に係る費用等を補助することについて、渡名喜村補助金交付規則（平成23年渡名喜村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

**第2条** 補助の対象となる保育士等（以下「補助対象保育士等」という。）は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村外に在住する保育士等で、当該年度4月以降に村内の保育施設等に就職した者又は就職が決定した者
- (2) 年齢が60歳未満の者
- (3) 村内の保育施設等で週30時間以上、かつ、2年以上の勤務を行うことができる者
- (4) 他事業での赴任に係る渡航費等の補助金の交付を受けていない者

(補助額)

**第3条** 補助金の上限額については、県外からの場合600,000円、県内からの場合200,000円とする。

(交付要件)

**第4条** 村長は補助対象保育士等が村外から転居して村内の保育施設等に就職が決まった場合において、補助金を交付する。

(交付申請)

**第5条** 補助対象保育士等が、補助金の交付を受けようとするときは、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）と申請書に掲げる添付書類を添え、村長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出日は、当該年度2月末日を期限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

**第6条** 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付決定及び額の確定通知（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の省略等)

**第7条** 規則第4条の規定される交付申請及び規則第13条に規定される額の確定を併合し、規則第12条に規定される実績報告の手続を省略する。

(補助金の請求)

**第8条** 第6条の通知を受けた者は本村へ転居した後、速やかに渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

**第9条** 村長は、前条の請求があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求者に補助金を支払わなければならない。

(補助対象保育士等の義務)

**第10条** 補助対象保育士等はこの要綱その他関係法令を遵守し、保育施設等における業務に従事しなければならない。

(調査等)

**第11条** 村長は、必要があると認めたときは、補助対象保育士等に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

**第12条** 村長は、補助対象保育士等が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反しているとき、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ないと村長が認める事由がある場合は、この限りでない。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

渡名喜村長 殿

住所

氏名

生年月日

年 月 日

連絡先

#### 渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金申請書

渡名喜村島外保育士等確保対策事業について、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 勤務予定の保育施設等名
- 2 勤務開始予定日
- 3 添付書類 保育士証、幼稚園教諭免許、その他資格の証明書類  
誓約書(様式第 4 号)  
印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)  
住民票(現在、居住している市町村の住民票)  
採用通知書(採用が決まったことを証明する書類)  
履歴書(これまでの勤務状況が分かる書類)  
その他必要な書類

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

渡名喜村指令第 号

年 月 日

申請者（住所）

（氏名）様

渡名喜村長

渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付決定及び額の確定通知

年 月 日付で申請のあった渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金について、  
渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり  
交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) 渡名喜村補助金等交付規則、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付  
要綱その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 村内の保育施設等で週30時間以上、かつ、2年以上勤務すること。

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

渡名喜村長 殿

渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金請求書

|     |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 請求額 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 一 |   |
|     |   |   |   |   |   |   | 円 |

ただし、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金として

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

住 所

氏 名



| 口 座 振 込 依 頼   |  |
|---------------|--|
| 銀行名・支店名       |  |
| 預金の種類         |  |
| 口座番号          |  |
| フリガナ<br>名 義 人 |  |

様式第4号 (第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

### 誓約書

私は、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金の交付申請に当たり、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付要綱を遵守し、渡名喜村の保育施設等で週30時間以上、かつ、2年以上の勤務に同意し、保育士等として働くことを誓約します。

なお、勤務年数が2年未満となった場合は、渡名喜村島外保育士等確保対策事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、遅延なく補助金を全額返還します。

渡名喜村長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

実印

連絡先

上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

渡名喜村長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

実印

連絡先

※申請者及び連帯保証人は、それぞれの印鑑登録証明書を併せて提出すること。

※連帯保証人は、申請者の配偶者でないこと。